

議案第17号

南あわじ市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を
改正する条例制定について

南あわじ市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条
例を別紙のとおり制定する。

令和5年2月21日提出

南あわじ市長 守 本 憲 弘

南あわじ市条例第 号

南あわじ市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を
改正する条例

南あわじ市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成17年南あわじ
市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項に次の1号を加える。

(6) 一般財団法人 地域総合整備財団

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

南あわじ市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例新旧対照表

現 行	改 正 案	備 考
<p>第1条 略 (職員の派遣)</p> <p>第2条 任命権者は、次に掲げる団体との間の取決めにに基づき、当該団体の業務にその役職員として専ら従事させるため、職員（次項に定める職員を除く。）を派遣することができる。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>2・3 略</p> <p>第3条以下 略</p>	<p>第1条 略 (職員の派遣)</p> <p>第2条 任命権者は、次に掲げる団体との間の取決めにに基づき、当該団体の業務にその役職員として専ら従事させるため、職員（次項に定める職員を除く。）を派遣することができる。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p><u>(6) 一般財団法人 地域総合整備財団</u></p> <p>2・3 略</p> <p>第3条以下 略</p>	

議案第18号

南あわじ市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について

南あわじ市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和5年2月21日提出

南あわじ市長 守 本 憲 弘

南あわじ市条例第 号

南あわじ市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

南あわじ市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成 17 年南あわじ市条例第 33 号）の一部を次のように改正する。

別表消防団の部班長の項中「年額 13,000 円」を「年額 15,000 円」に改め、同部団員の項中「年額 10,000 円」を「年額 12,000 円」に改める。

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

南あわじ市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例新旧対照表

現 行	改 正 案	備 考																																
<p>別表（第1条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>報酬の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">教育委員会～投開票関係 略</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">消防団</td> <td colspan="2">消防団長～部長 略</td> </tr> <tr> <td>班長</td> <td>年額13,000円</td> </tr> <tr> <td>団員</td> <td>年額10,000円</td> </tr> <tr> <td colspan="3">公務災害補償等認定委員会～保育所等運営事業者選定委員会委員 略</td> </tr> </tbody> </table>	区分		報酬の額	教育委員会～投開票関係 略			消防団	消防団長～部長 略		班長	年額13,000円	団員	年額10,000円	公務災害補償等認定委員会～保育所等運営事業者選定委員会委員 略			<p>別表（第1条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>報酬の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">教育委員会～投開票関係 略</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">消防団</td> <td colspan="2">消防団長～部長 略</td> </tr> <tr> <td>班長</td> <td>年額15,000円</td> </tr> <tr> <td>団員</td> <td>年額12,000円</td> </tr> <tr> <td colspan="3">公務災害補償等認定委員会～保育所等運営事業者選定委員会委員 略</td> </tr> </tbody> </table>	区分		報酬の額	教育委員会～投開票関係 略			消防団	消防団長～部長 略		班長	年額15,000円	団員	年額12,000円	公務災害補償等認定委員会～保育所等運営事業者選定委員会委員 略			
区分		報酬の額																																
教育委員会～投開票関係 略																																		
消防団	消防団長～部長 略																																	
	班長	年額13,000円																																
	団員	年額10,000円																																
公務災害補償等認定委員会～保育所等運営事業者選定委員会委員 略																																		
区分		報酬の額																																
教育委員会～投開票関係 略																																		
消防団	消防団長～部長 略																																	
	班長	年額15,000円																																
	団員	年額12,000円																																
公務災害補償等認定委員会～保育所等運営事業者選定委員会委員 略																																		

議案第19号

南あわじ市定年前に退職する意思を有する職員の募集及び認定等
に関する条例の一部を改正する条例制定について

南あわじ市定年前に退職する意思を有する職員の募集及び認定等に関する条
例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和5年2月21日提出

南あわじ市長 守 本 憲 弘

南あわじ市条例第 号

南あわじ市定年前に退職する意思を有する職員の募集及び認定等
に関する条例の一部を改正する条例

南あわじ市定年前に退職する意思を有する職員の募集及び認定等に関する条例（平成27年南あわじ市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第1条中「定年退職日」を「定年に達する日以後における最初の3月31日」に改める。

第3条の表中「15年」を「20年」に改める。

第6条第1項第1号中「第16条第1号」を「第28条第4項」に改める。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の1項を加える。

（経過措置）

- 2 当分の間、第1条中「定年に達する日」とあるのは「定年にあっては60歳」とし、第3条の表中「20年」とあるのは「15年」と読み替えるものとする。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

南あわじ市定年前に退職する意思を有する職員の募集及び認定等に関する条例新旧対照表

現 行	改 正 案	備 考																		
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、<u>定年退職日</u>の1年前まで（第3条において「定年前」という。）に退職する意思を有する職員の募集及び認定等に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第2条 略</p> <p>（定年前に退職する意思を有する職員の募集）</p> <p>第3条 任命権者は、次の表の中欄に掲げる目的のため必要があると認めるときは、定年前に退職する意思を有する職員の募集を、それぞれ同表の右欄に掲げる職員を対象として行うことができる。</p> <table border="1" data-bbox="232 799 1025 1038"> <thead> <tr> <th></th> <th>目的</th> <th>対象とする職員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>職員の年齢別構成の適正化を図る</td> <td>定年（定年条例第3条に規定する定年をいう。）から<u>15年</u>を減じた年齢以上の年齢である職員</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>2 略</p> <p>第4条・第5条 略</p> <p>（認定の取消し）</p> <p>第6条 前条の規定により認定された応募者（以下「認定応募者」という。）が次の各号のいずれかに該当する場合は、認定を取り消すものとする。</p>		目的	対象とする職員	1	職員の年齢別構成の適正化を図る	定年（定年条例第3条に規定する定年をいう。）から <u>15年</u> を減じた年齢以上の年齢である職員	2	略		<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、<u>定年に達する日以後における最初の3月31日</u>の1年前まで（第3条において「定年前」という。）に退職する意思を有する職員の募集及び認定等に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第2条 略</p> <p>（定年前に退職する意思を有する職員の募集）</p> <p>第3条 任命権者は、次の表の中欄に掲げる目的のため必要があると認めるときは、定年前に退職する意思を有する職員の募集を、それぞれ同表の右欄に掲げる職員を対象として行うことができる。</p> <table border="1" data-bbox="1097 799 1890 1038"> <thead> <tr> <th></th> <th>目的</th> <th>対象とする職員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>職員の年齢別構成の適正化を図る</td> <td>定年（定年条例第3条に規定する定年をいう。）から<u>20年</u>を減じた年齢以上の年齢である職員</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>2 略</p> <p>第4条・第5条 略</p> <p>（認定の取消し）</p> <p>第6条 前条の規定により認定された応募者（以下「認定応募者」という。）が次の各号のいずれかに該当する場合は、認定を取り消すものとする。</p>		目的	対象とする職員	1	職員の年齢別構成の適正化を図る	定年（定年条例第3条に規定する定年をいう。）から <u>20年</u> を減じた年齢以上の年齢である職員	2	略		
	目的	対象とする職員																		
1	職員の年齢別構成の適正化を図る	定年（定年条例第3条に規定する定年をいう。）から <u>15年</u> を減じた年齢以上の年齢である職員																		
2	略																			
	目的	対象とする職員																		
1	職員の年齢別構成の適正化を図る	定年（定年条例第3条に規定する定年をいう。）から <u>20年</u> を減じた年齢以上の年齢である職員																		
2	略																			

(1) 兵庫県市町村職員の一般職の職員の退職手当に関する条例（昭和56年兵庫県市町村職員退職手当組合条例第5号。次号において「退職手当支給条例」という。）第14条の2第1項各号（同項第2号中「第16条第1号」とあるのは、「第16条第1号及び第4号」とする。）のいずれかに該当したとき。

(2)～(5) 略

2 略

第7条・第8条 略

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(1) 兵庫県市町村職員の一般職の職員の退職手当に関する条例（昭和56年兵庫県市町村職員退職手当組合条例第5号。次号において「退職手当支給条例」という。）第14条の2第1項各号（同項第2号中「第28条第4項」とあるのは、「第16条第1号及び第4号」とする。）のいずれかに該当したとき。

(2)～(5) 略

2 略

第7条・第8条 略

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 当分の間、第1条中「定年に達する日」とあるのは「定年にあつては60歳」とし、第3条の表中「20年」とあるのは「15年」と読み替えるものとする。

議案第20号

南あわじ市大学入学奨励金支給条例の一部を改正する条例制定に
ついて

南あわじ市大学入学奨励金支給条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和5年2月21日提出

南あわじ市長 守 本 憲 弘

南あわじ市条例第 号

南あわじ市大学入学奨励金支給条例の一部を改正する条例

南あわじ市大学入学奨励金支給条例（平成 24 年南あわじ市条例第 19 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「入学後 1 箇月を経過する日から」を削り、「までの間、市内に居住し、かつ、市の住民基本台帳（住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）に規定する住民基本台帳をいう。）に記録されている入学生であって、在学期間中その状態が継続すると見込まれるもの」を「時点で在学している入学生」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、入学後 1 箇月を経過する日から入学の日の属する年度の 10 月 1 日までの間、市内に居住し、かつ、市の住民基本台帳（住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）に規定する住民基本台帳をいう。）に記録されている入学生であって、在学期間中その状態が継続すると見込まれる者にあつては、奨励金を加算して受け取ることができるものとする。

第 2 条第 2 項中「翌年度の 4 月 1 日」を「3 月 1 日」に改める。

第 3 条を次のように改める。

（支給額）

第 3 条 奨励金の額は、1 人当たり 1 回限り、20 万円とする。

2 前条第 1 項ただし書の規定による加算額は、10 万円とする。

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

南あわじ市大学入学奨励金支給条例新旧対照表

現 行	改 正 案	備 考
<p>第1条 略</p> <p>(支給対象者)</p> <p>第2条 奨励金の支給を受けることができる者は、<u>入学後1箇月を経過する日から入学の日の属する年度の10月1日までの間、市内に居住し、かつ、市の住民基本台帳（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に規定する住民基本台帳をいう。）に記録されている入学生であって、在学期間中その状態が継続すると見込まれるものとする。</u></p> <p>2 9月に入学する入学生に対する前項の規定の適用については、同項中「入学の日の属する年度の10月1日」とあるのは、「入学の日の属する年度の<u>翌年度の4月1日</u>」と読み替えるものとする。</p> <p><u>(支給額)</u></p> <p>第3条 奨励金の額は、入学生が入学金として大学に支払った額に相当する額と30万円を比較して少ない方の額とする。</p> <p>第4条以下 略</p>	<p>第1条 略</p> <p>(支給対象者)</p> <p>第2条 奨励金の支給を受けることができる者は、入学の日の属する年度の10月1日時点で在学している入学生とする。<u>ただし、入学後1箇月を経過する日から入学の日の属する年度の10月1日までの間、市内に居住し、かつ、市の住民基本台帳（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に規定する住民基本台帳をいう。）に記録されている入学生であって、在学期間中その状態が継続すると見込まれる者にあつては、奨励金を加算して受け取ることができるものとする。</u></p> <p>2 9月に入学する入学生に対する前項の規定の適用については、同項中「入学の日の属する年度の10月1日」とあるのは、「入学の日の属する年度の<u>3月1日</u>」と読み替えるものとする。</p> <p><u>(支給額)</u></p> <p>第3条 奨励金の額は、1人当たり1回限り、20万円とする。</p> <p><u>2 前条第1項ただし書の規定による加算額は、10万円とする。</u></p> <p>第4条以下 略</p>	

議案第 2 1 号

南あわじ市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例制定について

南あわじ市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 5 年 2 月 2 1 日提出

南あわじ市長 守 本 憲 弘

南あわじ市条例第 号

南あわじ市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

南あわじ市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年南あわじ市条例第44号）の一部を次のように改正する。

別表第1市長の部中2の項を8の項とし、1の項の次に次のように加える。

2	南あわじ市福祉医療費助成条例（平成17年南あわじ市条例第94号。以下「福祉医療費助成条例」という。）による高齢期移行者の医療費の助成及び資格の認定に関する事務（以下「高齢期移行助成事務」という。）であって規則で定めるもの
3	福祉医療費助成条例による重度障害者の医療費の助成及び資格の認定に関する事務（以下「重度障害者医療費助成事務」という。）であって規則で定めるもの
4	福祉医療費助成条例による乳幼児等の医療費の助成及び資格の認定に関する事務（以下「乳幼児等医療費助成事務」という。）であって規則で定めるもの
5	福祉医療費助成条例による母子家庭の母子、父子家庭の父子及び遺児の医療費の助成及び資格の認定に関する事務（以下「母子家庭等医療費給付事務」という。）であって規則で定めるもの
6	南あわじ市高齢重度障害者医療費助成事業実施要綱（平成17年南あわじ市告示第133号）による高齢重度障害者の医療費の助成及び資格の認定に関する事務（以下「高齢重度障害者医療費助成事務」という。）であって規則で定めるもの
7	南あわじ市こども医療費助成事業実施要綱（平成22年南あわじ市告示第24号）によるこども医療費の助成及び資格の認定に関する事務

(以下「こども医療費助成事務」という。)であって規則で定めるもの

別表第2市長の部1の項中「進学準備給付金の支給に関する情報」の次に「(以下「生活保護関係情報」という。)」を、「税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報」の次に「(以下「地方税関係情報」という。)」を、「支給若しくは保険料の徴収に関する情報」の次に「(以下「国民健康保険給付関係情報」という。)」を、「児童扶養手当の支給に関する情報」の次に「(以下「児童扶養手当支給関係情報」という。)」を、「地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報」の次に「(以下「介護保険関係情報」という。)」を加え、同部2の項中「情報であって規則で定めるもの」の次に「(以下「外国人生活保護関係情報」という。)」を加え、同表市長の部中3の項を9の項とし、2の項の次に次のように加える。

3 高齢期移行助成事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報、生活保護関係情報、外国人生活保護関係情報、国民健康保険給付関係情報、健康保険法(大正11年法律第70号)による保険給付の支給若しくは保険料徴収に関する情報(以下「健康保険給付関係情報」という。)、船員保険法(昭和14年法律第73号)による保険給付の支給若しくは保険料徴収に関する情報(以下「船員保険給付関係情報」という。)、私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号)、国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)若しくは地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)による保険給付の支給若しくは保険料徴収に関する情報(以下「共済保険給付関係情報」という。)、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)による医療に関する給付の支給若しくは保険料の徴収に関する情報(以下「後期高齢者医療給付関係情報」)、介護保険関係情報であつ
-------------------------	---

	て規則で定めるもの
4 重度障害者医療費助成事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報、生活保護関係情報、外国人生活保護関係情報、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）による身体障害者手帳に関する情報（以下「身体障害者手帳情報」という。）、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）による精神障害者保健福祉手帳に関する情報（以下「精神障害者保健福祉手帳情報」という。）、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）による知的障害者に関する情報（以下「療育手帳情報」という。）、国民健康保険給付関係情報、健康保険給付関係情報、船員保険給付関係情報、共済保険給付関係情報であって規則で定めるもの
5 乳幼児等医療費助成事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報、生活保護関係情報、外国人生活保護関係情報、身体障害者手帳情報、精神障害者保健福祉手帳情報、療育手帳情報、国民健康保険給付関係情報、健康保険給付関係情報、船員保険給付関係情報、共済保険給付関係情報であって規則で定めるもの
6 母子家庭等医療費給付事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報、生活保護関係情報、外国人生活保護関係情報、国民健康保険給付関係情報、健康保険給付関係情報、船員保険給付関係情報、共済保険給付関係情報、児童扶養手当支給関係情報であって規則で定めるもの
7 高齢重度障害者医療費助成事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報、生活保護関係情報、外国人生活保護関係情報、身体障害者手帳情報、精神障害者保健福祉手帳情報、療育手帳情報、後期高齢者医療給付関係情報であって規則で定めるもの

8 こども医療費助成事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報、生活保護関係情報、外国人生活保護関係情報、身体障害者手帳情報、精神障害者保健福祉手帳情報、療育手帳情報、国民健康保険給付関係情報、健康保険給付関係情報、船員保険給付関係情報、共済保険給付関係情報であって規則で定めるもの
--------------------------	---

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

南あわじ市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例新旧対照表

現 行		改 正 案		備 考
別表第1（第3条関係）		別表第1（第3条関係）		
実施機関	事務	実施機関	事務	
市長	1 略	市長	1 略	
			2 <u>南あわじ市福祉医療費助成条例（平成17年南あわじ市条例第94号。以下「福祉医療費助成条例」という。）による高齢期移行者の医療費の助成及び資格の認定に関する事務（以下「高齢期移行助成事務」という。）であって規則で定めるもの</u>	
			3 <u>福祉医療費助成条例による重度障害者の医療費の助成及び資格の認定に関する事務（以下「重度障害者医療費助成事務」という。）であって規則で定めるもの</u>	
			4 <u>福祉医療費助成条例による乳幼児等の医療費の助成及び資格の認定に関する事務（以下「乳幼児等医療費助成事務」という。）であって規則で定めるもの</u>	
			5 <u>福祉医療費助成条例による母子家庭の母子、父子家庭の父子及び遺児の医療費の助成及び資格の認定に関する事務（以下「母子家庭等医療費給付事務」という。）であって規則で定めるもの</u>	
			6 南あわじ市高齢重度障害者医療費助成事業実施	

	2 略
教育委員会 略	

別表第2（第3条、第5条関係）

実施機関	事務	特定個人情報
市長	1 外国人生活保護実施事務であって規則で定めるもの	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報、地方税法（昭和25年法律第226号）その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報、国民健康保険法（昭和33年法律第192

	<p>要綱（平成17年南あわじ市告示第133号）による高齢重度障害者の医療費の助成及び資格の認定に関する事務（以下「高齢重度障害者医療費助成事務」という。）であって規則で定めるもの</p> <p>7 南あわじ市子ども医療費助成事業実施要綱（平成22年南あわじ市告示第24号）による子ども医療費の助成及び資格の認定に関する事務（以下「子ども医療費助成事務」という。）であって規則で定めるもの</p>
	8 略
教育委員会 略	

別表第2（第3条、第5条関係）

実施機関	事務	特定個人情報
市長	1 外国人生活保護実施事務であって規則で定めるもの	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報（以下「生活保護関係情報」という。）、地方税法（昭和25年法律第226号）その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報

号)による医療に関する給付の支給若しくは保険料の徴収に関する情報、児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)による児童扶養手当の支給に関する情報、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)による給付金の支給に関する情報、特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当の支給に関する情報、母子保健法(昭和40年法律第141号)による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給に関する情報、児童手当法(昭和46年法律第73号)による児童手当若しくは特例給付の支給に関する情報、国民年金法等の一部を改正

(以下「地方税関係情報という。)、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)による医療に関する給付の支給若しくは保険料の徴収に関する情報(以下「国民健康保険給付関係情報という。)、児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)による児童扶養手当の支給に関する情報(以下「児童扶養手当支給関係情報という。)、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)による給付金の支給に関する情報、特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当の支給に関する情報、母子保健法(昭和40年法律第141号)による養育医療の給

する法律（昭和60年法律第34号）附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報、中国在留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国在留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による永住帰国旅費、自立支度金、一時金、一時帰国旅費若しくは中国在留邦人等支援給付等の支給に関する情報、介護保険法（平成9年法律第123号）による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）による自立支援給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの

付若しくは養育医療に要する費用の支給に関する情報、児童手当法（昭和46年法律第73号）による児童手当若しくは特例給付の支給に関する情報、国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報、中国在留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国在留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による永住帰国旅費、自立支度金、一時金、一時帰国旅費若しくは中国在留邦人等支援給付等の支給に関する情報、介護保険法（平成9年法律第123号）による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に

2 情報照会者に市長が含まれている法別表第2の第2欄に掲げる事務(同表の第4欄に規定する生活保護関係情報の提供を受ける事務に限る。)であって規則で定めるもの	外国人に対して生活保護法の規定に準じて行う保護の実施又は就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報であって規則で定めるもの

	<p>関する情報(以下「<u>介護保険関係情報</u>」という。)</p> <p>又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)による自立支援給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの</p>
2 情報照会者に市長が含まれている法別表第2の第2欄に掲げる事務(同表の第4欄に規定する生活保護関係情報の提供を受ける事務に限る。)であって規則で定めるもの	外国人に対して生活保護法の規定に準じて行う保護の実施又は就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報であって規則で定めるもの(以下「 <u>外国人生活保護関係情報</u> 」という。)
3 <u>高齢期移行助成事務</u> であって規則で定めるもの	<u>地方税関係情報、生活保護関係情報、外国人生活保護関係情報、国民健康保険給付関係情報、健康保険法(大正11年法律第70号)による保険給付の支給若しくは保険料徴収に</u>

					<p><u>に関する情報（以下「健康保険給付関係情報」という。）</u>、<u>船員保険法（昭和14年法律第73号）による保険給付の支給若しくは保険料徴収に関する情報（以下「船員保険給付関係情報」という。）</u>、<u>私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）</u>、<u>国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）</u>若しくは<u>地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）</u>による<u>保険給付の支給若しくは保険料徴収に関する情報（以下「共済保険給付関係情報」という。）</u>、<u>高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）</u>による<u>医療に関する給付の支給若しくは保険料の徴収に関する情報（以下「後期高齢者医療給付関</u></p>
--	--	--	--	--	--

					係情報」)、介護保険関係情報であって規則で定めるもの
				4 重度障害者医療費 助成事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報、生活保護関係情報、外国人生活保護関係情報、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）による身体障害者手帳に関する情報（以下「身体障害者手帳情報」という。）、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）による精神障害者保健福祉手帳に関する情報（以下「精神障害者保健福祉手帳情報」という。）、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）による知的障害者に関する情報（以下「療育手帳情報」という。）、国民健康保険給付関係情報、健康保険給付関係情報、船員保険給付関係情報、

					共済保険給付関係情報であって規則で定めるもの
				5 乳幼児等医療費助成事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報、生活保護関係情報、外国人生活保護関係情報、身体障害者手帳情報、精神障害者保健福祉手帳情報、療育手帳情報、国民健康保険給付関係情報、健康保険給付関係情報、船員保険給付関係情報、共済保険給付関係情報であって規則で定めるもの
				6 母子家庭等医療費給付事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報、生活保護関係情報、外国人生活保護関係情報、国民健康保険給付関係情報、健康保険給付関係情報、船員保険給付関係情報、共済保険給付関係情報、児童扶養手当支給関係情報であって規則で定めるもの
				7 高齢重度障害者医療費助成事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報、生活保護関係情報、外国人生活保護関係情報、身体障害

議案第 2 2 号

南あわじ市地域集会施設条例の一部を改正する条例制定について

南あわじ市地域集会施設条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 5 年 2 月 2 1 日提出

南あわじ市長 守 本 憲 弘

南あわじ市条例第 号

南あわじ市地域集会施設条例の一部を改正する条例

南あわじ市地域集会施設条例（平成 17 年南あわじ市条例第 16 号）の一部を次のように改正する。

別表神道公会堂の項を削る。

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

南あわじ市地域集会施設条例新旧対照表

現 行	改 正 案	備 考														
<p>別表（第2条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="232 347 629 395">施設名称</th> <th data-bbox="629 347 1025 395">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="232 395 629 491">中筋地区農村集落多目的共同 利用施設</td> <td data-bbox="629 395 1025 491">南あわじ市中条中筋2402番地</td> </tr> <tr> <td data-bbox="232 491 629 539">神道公会堂</td> <td data-bbox="629 491 1025 539">南あわじ市倭文神道173番地 2</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="232 539 1025 603">安住寺集落センター～沼島集会所 略</td> </tr> </tbody> </table>	施設名称	位置	中筋地区農村集落多目的共同 利用施設	南あわじ市中条中筋2402番地	神道公会堂	南あわじ市倭文神道173番地 2	安住寺集落センター～沼島集会所 略		<p>別表（第2条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1097 347 1494 395">施設名称</th> <th data-bbox="1494 347 1890 395">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1097 395 1494 539">中筋地区農村集落多目的共同 利用施設</td> <td data-bbox="1494 395 1890 539">南あわじ市中条中筋2402番地</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="1097 539 1890 603">安住寺集落センター～沼島集会所 略</td> </tr> </tbody> </table>	施設名称	位置	中筋地区農村集落多目的共同 利用施設	南あわじ市中条中筋2402番地	安住寺集落センター～沼島集会所 略		
施設名称	位置															
中筋地区農村集落多目的共同 利用施設	南あわじ市中条中筋2402番地															
神道公会堂	南あわじ市倭文神道173番地 2															
安住寺集落センター～沼島集会所 略																
施設名称	位置															
中筋地区農村集落多目的共同 利用施設	南あわじ市中条中筋2402番地															
安住寺集落センター～沼島集会所 略																

議案第 23 号

南あわじ市消防団条例の一部を改正する条例制定について

南あわじ市消防団条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 5 年 2 月 21 日提出

南あわじ市長 守 本 憲 弘

南あわじ市条例第 号

南あわじ市消防団条例の一部を改正する条例

南あわじ市消防団条例（平成 17 年南あわじ市条例第 175 号）の一部を次のように改正する。

第 15 条の表中「2,400 円」を「3,200 円」に改める。

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

南あわじ市消防団条例新旧対照表

現 行	改 正 案	備 考																		
<p>第1条～第14条 略 (手当)</p> <p>第15条 消防団員に手当を支給し、その種類、支給対象者及び支給額は、次の表に定めるところによる。ただし、市長が特別な事情があると認めるときは、この限りでない。</p> <table border="1" data-bbox="232 552 1025 791"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>支給対象者</th> <th>支給額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>出動 手当</td> <td>災害現場に出動し、その業務に従事した消防団員</td> <td>1回 <u>2,400円</u></td> </tr> <tr> <td>訓練 手当</td> <td colspan="2">略</td> </tr> </tbody> </table> <p>第16条以下 略</p>	種類	支給対象者	支給額	出動 手当	災害現場に出動し、その業務に従事した消防団員	1回 <u>2,400円</u>	訓練 手当	略		<p>第1条～第14条 略 (手当)</p> <p>第15条 消防団員に手当を支給し、その種類、支給対象者及び支給額は、次の表に定めるところによる。ただし、市長が特別な事情があると認めるときは、この限りでない。</p> <table border="1" data-bbox="1097 552 1890 791"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>支給対象者</th> <th>支給額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>出動 手当</td> <td>災害現場に出動し、その業務に従事した消防団員</td> <td>1回 <u>3,200円</u></td> </tr> <tr> <td>訓練 手当</td> <td colspan="2">略</td> </tr> </tbody> </table> <p>第16条以下 略</p>	種類	支給対象者	支給額	出動 手当	災害現場に出動し、その業務に従事した消防団員	1回 <u>3,200円</u>	訓練 手当	略		
種類	支給対象者	支給額																		
出動 手当	災害現場に出動し、その業務に従事した消防団員	1回 <u>2,400円</u>																		
訓練 手当	略																			
種類	支給対象者	支給額																		
出動 手当	災害現場に出動し、その業務に従事した消防団員	1回 <u>3,200円</u>																		
訓練 手当	略																			